

社会福祉法人の設立について

※社会福祉法人を設立するためには、所轄庁の認可を受けなければなりません。

※古河市内のみで事業を行おうとする場合の所轄庁は「古河市」となります。

1 社会福祉法人を設立し、どのような事業を行う予定ですか。

- 社会福祉法人が行うことができる事業は限られています。
 - ・ 社会福祉事業：社会福祉法第2条に限定されています。(社会福祉事業一覧表参照)
 - ・ 公益事業及び収益事業：社会福祉法第26条に限定されています。
- 社会福祉法人の行う事業は、社会福祉法第2条に規定されていますので、それ以外の事業のみをもって社会福祉法人の設立はできません。
- 公益事業及び収益事業の事業規模が、全事業の過半を占めることはできません。

2 事業の活動拠点は、どこを考えていますか。

- 施設や利用者の数などの計画が策定されていますので、施設整備予定の所管課と十分に協議してください。

3 基本財産は、ありますか。

- 社会福祉法人は「社会福祉事業を行うに必要な資産（基本財産）を備えなければならない」と社会福祉法第25条に規定されています。
- その資産とは、原則として社会福祉事業を行うために必要な土地、建物等をいいます。

4 建設資金は、どのように確保するのですか。

- 施設の建設資金等の一部に対して、国・県・市の補助制度を利用できる場合がありますが、自己資金として建設資金等を用意する必要があります。
また、法人の設立当初の運転資金として、年間事業予算の1/2以上（介護保険法上の事業及び障害者自立支援法上の障害福祉サービス事業の場合は1/2分の2以上）の資金が必要です。
- 建設資金の借入金として、独立行政法人福祉医療機構という公的融資機関を利用（融資限度額有り）することができますが、あくまで「借入金」ですので、施設開設後は返済しなければなりません。

5 設立準備会の設置

- 所管課等と打合せを行いながら設立準備会を設置し、設立に必要な準備を行います。
- 準備会の運営については、理事会等に準じた方法で運営して準備を進めてください。

6 社会福祉法人の運営は、誰がするのですか。

- 1 上記の条件が整って、社会福祉法人の設立を行うこととなりますが、法人を運営していくために評議員及び役員（理事・監事）が必要になります。
 - ア 評議員については、法第39条により選任します。

イ 評議員及び役員（理事・監事）の資格等については、法 40 条及び第 44 条にそれぞれ規定されています。

2 どのような人が役員になる予定ですか。

役員に就任するにあたっては、いくつかの条件を満たす必要があります。

(1) 評議員

ア 評議員会は、旧法では諮問機関としての位置づけでしたが、改正法では議決機関として位置づけ、重要事項の決議をさせることによって、理事会への牽制機能を持たせることになりました。

イ 評議員の資格

法第 39 条の規定により、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」から定款の定めに基づき選任することになります。

ウ 以下に当てはまる者は、評議員となることができません。

① 欠格事由（法第 40 条①）

② 兼職禁止（法第 40 条②）

評議員は、役員（理事・監事）や法人の職員を兼ねることはできません。

③ 特殊関係者

④ 評議員は、評議員又は役員配偶者及び三親等以内の親族が含まれてはなりません。

さらに、評議員又は役員と特殊の官益がある者も含まれてはなりません。

◇評議員と特殊の関係がある者（省令第 2 条の 7, 8）

① 評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

② 評議員又は役員に雇用されている者

③ ①、②に掲げる者以外であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②、③に掲げる者の配偶者

⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

⑥ 当該評議員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員

⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員

⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員

⑨ 次に掲げる団体において、その職員である評議員（当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

○ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

◇評議員の特殊関係者（国 FAQ）

① A 社会福祉法人の評議員に、B 社会福祉法人の評議員が就任することは、人数に制限なく兼務可能である。

② A社会福祉法人の評議員に、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは、人数に制限なく兼務可能である。

ただし、牽制関係を適正に働かせる観点から、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合は、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることはできない。

③ A社会福祉法人の評議員に、社会福祉法人ではないC法人の役員又は職員が就任することは可能である。

ただし、C法人の役員又は職員がA社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれてはならない。

④ 租税特別措置法の適用要件としては、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限がある。

エ 評議員の数

- ・ 定款の定める理事の数を超える数とされています（法第40条③）が、理事は6名以上とされていますので、7名以上が必要となります。

・ 経過措置

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間は、平成27年以前に設立された法人で、平成27年度の法人全体の事業活動収支計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人、並びに平成28年中に設立された法人については、評議員の数を4名以上とするものです。

オ 評議員の選任方法

- ・ 定款で定める方法で選任します。（法第39条）
- ・ 定款例では、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会を設置して行うこととされています。

◇評議員選任・解任委員会（国FAQ）

カ 評議員の任期

- ・ 任期は、改正法施行日である平成29年4月1日から始まります。（法改正前に在任している旧評議員は、平成29年3月31日に満了します。）
- ・ 任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終の定時評議員会終結の時までとなっています。ただし、定款の定めにより4年を6年にすることができます。

（法第41条）

キ 評議員の報酬

定款で定めることとなります。

ク 評議員の権能

評議員は、これまでの諮問機関から理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認など最終決定を行う議決機関となります。

ケ 評議員会の開催・運営

① 定時評議員会の開催時期

年1回決算認定の時期（4月～6月）に開催しなければなりません。また、必要がある場合はいつでも開催することができます。

② 評議員会の招集

評議員会は、原則として理事が招集します。(法第 45 条の 9③) なお、評議員全員の同意があれば招集の手続きを省略して評議員会を開催することができます。

コ 評議員会に関する評議員の権限

- ① 議題の提案権
- ② 議案の提案権
- ③ 評議員会招集権

(2) 理事

ア 役員

役員とは、理事及び監事のことをいいます。

イ 理事の義務

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実に、その職務を行わなければなりません。(法第 45 条の 16①)

また、特別背任罪及び贈収賄罪等の罰則が設けられています。(法第 130 条の 2、第 130 条の 3)

ウ 理事の選任・解任

- ・ 理事の選任は、評議員会の決議によります。(評議員会で審議される議題及び議案は、原則として理事会で決議されたものですので、評議員が独自に理事を選任することではありません。)
- ・ 理事は、法第 45 条の 4 の規定により、評議員会の決議により解任ができます。

エ 理事の数、任期

- ・ 6 人以上が必要です。(法第 44 条③)
- ・ 任期については、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。

① 理事の資格要件

理事には、法第 44 条④に規定される次の要件が必要です。

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ その法人が事業を行っている区域における福祉の実情に通じている者
- ・ その法人が施設を設置していない場合は、その施設の管理者

② 理事の欠格理由

評議員と同じです。

③ 理事の特殊関係者

理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事総数の三分之一を超えて含まれることになってはいけません。

◇理事と特殊の関係がある者(省令第 2 条の 10)

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該評議員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員
- ⑦ 次に掲げる団体において、その職員である理事（当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

◇役員の特典関係者（国 FAQ）

- 租税特別措置法の適用要件としては、親族等特典関係者（6親等以内）の制限がある。

オ 兼職

監事又は評議員は、理事を兼ねることはできません。（法第 40 条②、第 44 条②）

カ 報酬

定款又は評議員会で定めることとなります。

キ 理事会

- ・ 理事会は、年 4 回以上開催することとなります。（定款で年 2 回とすることも可能です。）（法第 45 条の 16②③）
- ・ 理事会の決議は、過半数が出席し、その過半数をもって行います。
- ・ 理事会は、法第 45 条の 13④に規定する重要な業務執行の決定を理事に委任することはできません。

(3) 監事

ア 監事の資格

監事は必置の機関（法第 36 条）で、2 名以上が必要となります。監事には、公認会計士、税理士を登用することが望ましいとされています。

イ 監事の選任・解任

- ・ 選任は、評議員の決議によります。
- ・ 任期・解任方法は理事と同じです。

ウ 監事の特典関係者

監事には、各役員の前配偶者又は三親等以内の親族と特典の関係のある者が含まれてはなりません。

◇監事と特典の関係がある者（省令第 2 条の 10）

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の前配偶者

- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該理事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体において、その職員である監事（当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

◇役員の特典関係者（国 FAQ）

- 租税特別措置法の適用要件としては、親族等特殊関係者（6親等以内）の制限がある。

(4) 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人（法第45条の2））は、外部の独立した第三者として社会福祉法人が作成する計算書類等を対象とした監査を行います。

また、前年度の決算における収益が30億円を超える法人又は負債が60億円を超える法人は、会計監査人を置かなければなりません。

7 申請

社会福祉法人の設立認可は、原則として社会福祉事業の開始の見込みが立った時点で行います。

従って、正式な認可時期の目安としては、施設整備の計画に国や県、市の補助金等の交付見込みが確実になってから、補助金等を受け入れない場合は、事業開始ができる見込みが立ってから行うこととなります。

8 発起人の法的責任について

- 発起人の事務遂行に伴って、個人的に法的責任が発生する場合があります。
- 発起人がその職務を行う際には、高度の注意義務が要求されます。従って、発起人代表者が注意を怠り、第三者に対して損害を及ぼした場合、その代表者は個人的に賠償責任を負うことがあります。さらに、代表者以外の発起人も注意をすれば損害の発生を防ぐことができるにもかかわらず、その注意を怠った場合には賠償責任を負うこととなります。

9 法人設立の事務は、誰が担当されますか

- 社会福祉法人の設立申請には、多岐にわたる書類が必要となり、審査にも時間が必要となります。これらの書類は今後の法人運営に大変重要なものですので、法人設立後、理事長や施設長になる予定の方が直接事務手続きを行ってください。

10 他法人から資金の寄附・借入れ

- 社会福祉法人の設立、施設整備、運営に必要な資金を他法人から寄附や借入れで賄う場合、古河市に事前相談いただき、必要な手続きの確認をしてください。

法人の設立にあたっては、設立認可に係る申請書類だけでなく、施設の開設に向けた施設整備の手続きも必要となります。施設整備の所管課と綿密に連絡を取りながら手続きを進めてください。

11 設立認可後

ア 法人設立登記

認可後、認可書を受領したら2週間以内に法人登記を行ってください。（法人登記をすることによって、社会福祉法人が正式に設立となります。）

イ 理事会・評議員会の開催

法人設立後、理事会・評議員会を開催して、理事長の選任をしていただきます。選任後、定款変更届（定款変更認可申請）を古河市長あて提出してください。

ウ 財産移転

贈与契約に基づき、財産目録に記載された財産の移転をしてください。

エ 財産移転完了報告書

移転手続きが終了したら、1か月以内に古河市長あてに報告してください。